

京都市告示第289号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年8月29日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科御陵経 51号線	山科区御陵原西町58番地の1地先から 同町60番地地先まで	旧	メートル 107.30	メートル 1.10 ~ 4.15
		新	107.30	2.00 ~ 6.40
山科御陵緯 46号線	山科区御陵原西町58番地の14地先内	旧	4.50	4.03
		新	4.00	4.00 ~ 6.50

(建設局土木管理部道路明示課)